

建築基準法に基づく確認・検査手数料（江南市受理物件）

（R7. 4. 1 改定）

1. 建築物

床面積の合計 (中間検査については中間検査を行う 部分の床面積の合計)	手数料の額 (円)			
	確認申請	中間検査申請	完了検査申請 (中間あり)	完了検査申請 (中間なし)
～ 30㎡以内	10,000	20,000	22,000	23,000
30㎡を越え～ 100 "	28,000	25,000	27,000	28,000
100 " ～ 200 "	59,000	36,000	40,000	41,000
200 " ～ 300 "	101,000	48,000	53,000	55,000
300 " ～ 1,000 "	141,000	62,000	66,000	67,000
1,000 " ～ 2,000 "	207,000	84,000	93,000	95,000
2,000 " ～ 10,000 "	313,000	143,000	161,000	171,000
10,000 " ～ 50,000 "	466,000	204,000	234,000	244,000
50,000 "	836,000	391,000	439,000	449,000

床面積の合計の算定方法		
(1)	確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（建築物を移転する場合を除く）	計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積
(2)	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(3)に掲げる場合を除く）	移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積
(3)	確認を受けた建築物の計画を変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合	計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積

2. 建築設備及び工作物

※()内は計画変更の場合の手数料

区分	手数料の額 (円)	
	確認申請	完了検査申請
小荷物専用昇降機（1機につき）	9,000 (6,000)	23,000
その他の建設設備	23,000 (10,000)	41,000
工作物（1につき）	17,000 (7,000)	29,000